

平成30年度第2回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 平成30年5月25日（金）

午後1時28分～午後2時34分

場所 三種町役場本庁 第1会議室

出席者

審査会	会長	大庭	秀俊
	委員（会長職務代理者）	小玉	陽三
	委員	板倉	雅美
	委員	成田	隆道
	委員	渡部	整悦
事務局	総務課長	石井	靖紀
	総務課課長補佐	清水	真
	総務課行政係長	三浦	保
	総務課主任	田村	慎一

会議の記録

午後1時28分 開会

石井課長 お疲れ様でございます。

開会に先立ちまして、御報告いたします。櫻田委員から御連絡有りまして、本日欠席となっております。

若干定刻前ではありますが、只今から平成30年度第2回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

本日は、諮問第6号及び第8号案件について、答申の検討を行うこととしております。

また、教育委員会から新たに2件諮問を受けております。後ほど事務局から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、大庭会長から御挨拶をいただきまして、審議に移りたいと思います。大庭会長、よろしく願いいたします。

大庭会長 皆様、お忙しいところ、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また新しい案件が来ているというところで、そこの審議に少し入りたいと思っておりますので、円滑な議事進行に御協力よろしく願いいたします。

石井課長 ありがとうございました。

ここからは大庭会長に会議の進行をお願いいたします。

大庭会長 今回までの間に諮問6号と諮問8号の答申案のたたき台を検討いたしまして、

皆様に事前に配付をしております。

早速、諮問 6 号の答申の検討から入りたいと思います。

=====
審議案件

諮問第 6 号「公文書の公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・ 個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第 3 条)
 - ・ 町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第 6 条第 4 号)
- =====

大庭会長 それでは、第 6 号案件はこれで終了とします。
(第 6 号案件の審議終了)

大庭会長 続いて第 8 号案件です。

=====
審議案件

諮問第 8 号「公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・ 個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第 3 条)
 - ・ 町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第 6 条第 4 号)
- =====

大庭会長 では、これで決定いたします。
(第 8 号案件の審議終了)

大庭会長 第 6 号案件と第 8 号案件については答申が確定しましたということで、ありがとうございました。

そうしましたら、当初予定されていたところは以上ということになるんですけれども、また新規の案件が 2 件来ているということでございます。事務局から事案の説明をお願いします。

=====
審議案件

諮問第 9 号「公文書の部分公開決定に対する審査請求」

諮問第10号「公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第3条)
- ・町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第6条第4号)

=====

大庭会長　　それで、次回の審査会の日程はどうでしょうか。

(次回の審査会のスケジュールについて協議、決定。)

大庭会長　　本日はお疲れ様でした。

午後2時34分　閉会

議事録確定　　平成30年7月27日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会　長